

府中市工事成績条件付一般競争入札試行基準

(目的)

第1条 この基準は、府中市が発注する建設工事の品質向上を図るため、府中市条件付一般競争入札事務処理要綱（事前審査型及び事後審査型）第3条第2項第7号の規定に基づき、建設工事における工事成績評定点を条件付一般競争入札の入札参加資格要件として活用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績条件付一般競争入札の対象となる工事は、請負対象設計金額が500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち、府中市建設工事入札参加資格等審査会の議を経て決定するものとする。

(入札参加可能点数)

第3条 工事成績条件付一般競争入札に参加が可能な工事成績評定点は、前年度に府中市が検査を完了した土木一式工事における成績評定点の平均点数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。）以上とする。

2 前項に定める平均点数が70点未満の場合は、工事成績条件を付することができない。

(入札参加に必要な資格)

第4条 工事成績条件付一般競争入札に参加するために必要な資格は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 府中市建設工事競争入札参加資格を有する者のうち、土木一式工事で市内業者の認定を受けている者。
- (2) 前年度に府中市が検査を完了した土木一式工事における建設工事成績評定通知書の平均点数が、前条に定める平均点数以上である者。
- (3) 前年度に府中市が検査を完了した建設工事（土木一式工事以外の工事を含む。）における建設工事成績評定通知書の評定点がすべて65点以上である者。

2 前項の資格に、その他必要と認める事項を付加することができる。

(入札に参加できない者)

第5条 前条に定める入札参加に必要な資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する場合は、当該入札に参加できない。

- (1) 当該年度の4月1日から当該入札の入札日の前日までに検査を完了し、通知を受けた建設工事（土木一式工事以外の工事を含む。）の工事成績評定通知書において65点未満の評定点がある者。
- (2) 当該入札の入札日において、府中市建設業者等指名除外要綱による指名除外の期間満了後、1年を経過していない者。

（入札参加資格者基準数）

第6条 第4条及び前条に定める入札参加に必要な資格を有する者の基準数は7とする。

- 2 前項に定める入札参加資格者基準数がその数に満たないときは、工事成績条件を付すことができない。

（平均点数の通知及び有効期間）

第7条 府中市は、府中市建設工事競争入札参加資格を有する者のうち、土木一式工事で市内業者の認定を受けている者に、前年度に検査を完了した土木一式工事における建設工事成績評定通知書の平均点数を当該年度の6月末日までに通知するものとする。

- 2 前項で通知された平均点数の有効期間は、7月1日から翌年6月30日までとする。

（入札参加に必要な資格の確認）

第8条 前条の通知は、府中市が当該入札において資格要件の確認を求めたときに、その指示する方法により提出しなければならない。

（試行による特例）

第9条 試行による特例として、第3条第2項に定める平均点数が70点未満の場合においても工事成績条件を付することができる。

（その他）

第10条 この基準に定めのない事項については、条件付一般競争入札事務処理要綱のほか関係要綱等の定めによる。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行し、平成25年7月1日以降に公告される入札より適用する。